

## 総合事業の利用の流れ



65歳以上のすべての方

役場保健福祉課または地域包括支援センターに相談

### 要介護認定

要支援  
1・2の方

非該当の方

### 利用できる事業の判定

基本チェックリストなどで、生活機能が低下しているかどうかを判断し、利用できる事業を判定

生活機能の低下がみられる方

介護予防・生活支援サービス事業対象者  
(事業対象者)

自立した生活  
が送れる方

介護予防サービスや、介護予防・生活支援サービス事業を受けるためのケアプランを作成

介護予防・生活支援サービス事業を受けるためのケアプランを作成

### 介護予防サービス

※介護予防福祉用具貸与、介護予防生活介護（ショートステイ）など

### 介護保険

### 介護予防・生活支援サービス事業

①訪問型サービス（ホームヘルプ）  
②通所型サービス（デイサービス）

一般介護予防事業 ※介護予防教室等

### 介護予防・日常生活支援総合事業

【問い合わせ先】

役場保健福祉課 介護保険担当 TEL35-2111 内線132

## ～元気な方も支援が必要な方も住み慣れた地域で生活できるように～ 介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

平成29年4月から高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、町が主体的に行う地域支援事業の一つとして、「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）が始まります。

総合事業では、要支援と認定された方や生活機能の低下がみられる方が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」を行い、みなさんの介護予防と日常生活の自立を支援します。

◆現在、要支援1・2の方 ⇒ ①要支援認定が更新された時点から、介護予防訪問介護（ホームヘルプ）と介護予防通所介護（デイサービス）は総合事業のサービスとして利用できます。  
②ホームヘルプ、デイサービス以外の介護予防サービス（福祉用具貸与など）は、これまでどおり利用できます

◆新規申請の方 ⇒ 本人の意向と心身の状態を踏まえながら、サービスの利用内容を決めますので、役場保健福祉課または地域包括支援センターにご相談ください。

◆65歳以上すべての方 ⇒ 一般介護予防事業（介護予防教室等）を利用できます。

